# 原発コストと原賠制度電力システム改革下の



関西学院大学総合政策学部教授

### 朴 勝俊

原発をめぐる安全論争も経済性論争もすでに終わっ●はじめに

四年七月一六日)、「科学技術に一〇〇%安全はない」査した」、「安全だということは申し上げない」(二〇一に向けた基準適合性審査について「基準の適合性を審原子力規制委員会の田中俊一委員長は、原発再稼働

原発がゼロリスクでないことは、電力会社が一番よ声明を出した(二〇一四年五月二七日)。 **学技術に対する裁判所の判断として不適切です**」との **学技術に対する裁判所の判断として不適切です**」との ない、原子力学会が「ゼロリスクを求める考え方は科 では、原子力学会が「ゼロリスクを求める考え方は科 では、原子力学会が「ゼロリスクを求める考え方は科

く分かっている。世耕弘成経済産業大臣は「色んな費

が、第一回会合(二〇一五年五月一三日)において発

いる、電気事業連合会の小野田聡氏

(中部電力参与)

ここでは、原賠部会にオブザーバーとして参加して

力発電や再エネと対等に競争できるわけがない。原発が一番、安いと考えている」と述べた(二〇一六原発が一番、安いと考えている」と述べた(二〇一六原発が一番、安いと考えている」と述べた(二〇一六原発が一番、安いと考えている」と述べた(二〇一六月を全部、含めたとしても発電単位あたりのコストは用を全部、含めたとしても発電単位あたりのコストは用を全部、含めたとしても発電単位あたりのコストは

ことが分かる。

政府内のいくつかの検討会で、ほとんど本音で議論さ政府内のいくつかの検討会で、ほとんど本音で議論さ政府内のいくつかの検討会で、ほとんど本音で議論さ政府内のいくつかの検討会で、ほとんど本音で議論さ政府内のいくつかの検討会で、ほとんど本音で議論さ政府内のいくつかの検討会で、ほとんど本音で議論さ政府内のいくつかの検討会で、ほとんど本音で議論さ政府内のいくつかの検討会で、ほとんど本音で議論さ政府内のいくつかの検討会で、ほとんど本音で議論さ

原発事故の、損害賠償負担が大きな懸念となっている(傍線は筆者)。自分たちが今後も起こすかもしれない言したものを、少し長くなるがそのまま引用しておく

ても大変厳しい内容となっております。

昧なため、事業者負担に予見性がなく、国際的に見課すとともに、事業者の賠償範囲に関する定義が曖課すとともに、事業者の賠償責任を原子力事業者にのない、無過失・無限の賠償責任を原子力事業者に

今後の原発の処遇をめぐる利害関係について、近年、

子力を担っていけるように、原賠制度の早期見直し、こうした中、昨年四月に閣議決定された国のエネなど、原子力を取り巻く事業環境が激変しておりまなど、原子力を取り巻く事業環境が激変しておりまなど、原子力を取り巻く事業環境が激変しておりまなど、原子力を取り巻く事業環境が激変しておりまなど、原子力を取り巻く事業環境が激変しておりまなど、原子力を取り巻く事業環境が激変しておりまなど、原子力を取り巻く事業環境が激変しておりまなど、原子力を取り巻く事業環境が激変しておりませい。こうした中、昨年四月に閣議決定された国のエネこうした中、昨年四月に閣議決定された国のエネ

委員会の中間整理に示されております。備の必要性が、昨年一二月にまとめられた原子力小を含め、原子力事業の予見性を高めるための環境整

こうした状況を踏まえまして、当専門部会におきまして、原賠制度における官民の適切な役割分担に すした御検討いただきたいと考えております。また、 原子力依存度の低減や競争進展の環境下における相原子力依存度の低減や競争進展の環境下における相原子力依存度の低減や競争進展の環境下における相原子力依存度の低減や競争進展の環境下における相原子力依存度の低減や競争進展の環境下における相原子力依存度の低減や競争進展の環境下における相原子力依存度の低減や競争進展の環境下における相原子力依存度の低減や競争進展の環境下における相原子力依存度の低減や競争進展の環境である。

私からは以上でございます。

# ●電力システム改革で何が変わるのか

視できない数の消費者が、他の小売電力会社に切り替ジに入った。関電や東電などの一般電力会社から、無年春からの電力小売全面自由化によって新たなステー─現在進められている電力システム改革は、二○一六

うした負担が強制された。しかし、電力小売自由化のるのだろうか。これまでは、バックエンド費用の引当るのだろうか。これまでは、バックエンド費用の引当を値上げで回収してきたのである。従来、地域独占の金値上げで回収してきたのである。従来、地域独占のもとで小口消費者は電力会社を選ぶことができず、こもとで小口消費者は電力会社を選ぶことができず、このことが、原発コストの回収にどのように影響す

以降、

丰

口

ワ ッ ト 時

上乗せする形で徴収されるという

(年間徴収額は約六

○○億円)。

東電委員会の提言書によれば、

福島事故の処理関係

左。 トの負担を免れることが可能となったのである( 小売会社を切り替えた消費者は、 原発関連 図 1 コ

ス

## 東電委員会と貫徹委員会

めの市場設計について論じている。 命題として、 め 画により、 委員会は、早くも二〇一六年一二月後半にそれぞれ 言書と中間報告書を出した。 一○一六年九月に立ち上げられた東電委員会と貫徹 東電の救済と、 今後も原発維持を国策としてい 東電の経営改革や、 原発関係費用の確実な 政府はエネル 原子力を優遇するた る。 ギ 回収を至上 1 その 基本計

負担させるという方針である。これは、二〇二〇年度 原発の電気を使わないことを決めた消費者に対しても 新聞・ニュース等で特に問題になっ わゆる「過去分」(二・四兆円)を、 あたり○・○七円を託送料金に た 0 は 原発事

故の賠償資金の、

#### ·般電力会社(関電等) 現段階 般電力会社(関電等) 発送電分離 電の発電会社 発電部門 火力 会社 火力 NESS T 電の送配電会社 送配電部門 託送料金(送配電料金) 託送料金(送配電料金) 小売部門 小売) 小売り 会社B 一電の小売会社 小売り 小売り 小売り 小売り 総括原価方式の規制料金 会社A 会社B 会社C 会社A 公社C 自由料金 自由料金 008 0 000 000 0000 П

図 1 電力システム改革の現段階と 2020 年頃の発送電分離

(出典:筆者作成)

新電力のシェアを一〇%と仮定すれば、その顧客の負別であり、うち二・四兆円が上述の「過去分」である。四兆円相当の部分が、福島事故に責任のない他の電力四兆円相当の部分が、福島事故に責任のない他の電力の兆円相当の部分が、福島事故に責任のない他の電力と、除染六兆円)。そのうち一六兆円は、東京電力が経費用は総額二二兆円に達する(廃炉八兆円、賠償八兆費用は総額二二兆円に達する(廃炉八兆円、賠償八兆

担は〇・二四兆円となる。

#### ●原賠法と原賠機構

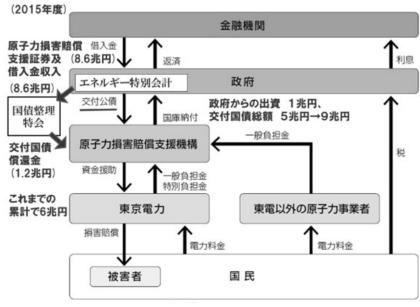
賠償資金について理解するためには、原子力損害の

炉等支援機構(原賠機構)についての知識が必要であ賠償に関する法律(原賠法)と、原子力損害賠償・廃

る。

業を担ってゆくことができない、それが、冒頭の小野 事業者(主に一般電力会社)に責任が集中されている。 社はこれからも大事故を起こすかもしれないのに、こ 額に比べれば雀の涙のような金額である。我ら電力会 おりる)を結んでいるが、数十兆円を超える事故損害 償契約(一二○○億円が、 会社と賠償責任保険 その責任額に上限はなく、それに備えて、①民間保険 作ったメーカーにも政府にも賠償責任はなく、 田氏のような人々の本音である。 んな法制度の下では、民間企業として安心して原発事 による事故では保険はおりない)を、②政府と賠償補 日本の原賠法では、原発事故が起こっても、 (保険金一二○○億円、自然災害 自然災害による事故の際に 原子力 原発を

超過」(倒産状態)を防ぐべく、青天井の賠償資金・廃費用を支払わせることにした。そこで、東電の「債務倒産させずに存続させ、巨額の損害賠償や廃炉・除染他方、福島事故の後、政府は東京電力を免責せず、



原子力市民委員会(2014)『原発ゼロ社会への道』、p. 191 より (「朝日新聞」他より作成)

事故の 今後 場合の 的と、 じてお金に換えてもらうことができる。その資金は「 構 な 玉 ネ 債を政府に持参し は原賠機構に対し、 な こした企業) 0 業務の実態は、 東電 (J **|債整理基金特別会計に繰り入れる** ル Ŋ を立ち上げた。 資金を供給するため 六兆円)。 国債を発行してい ○億円) が、 ギ の機構は、 相互保険のような役割を合わせ持 原発をもつ電力会社が 1 ただ、 「保険料」のような意味合いも含めて、 特別会計」 東電は原賠機構に対して特 五兆円まで拡大の方針)。 を支払う義務があ その他の にお金を与えることである もらったお金を文字通り返済する義務 直接にお金を与えると露骨なので、 福島 て 東京電力(および、 が、 3 八大電 事 兆円の出資を行うとともに、 故 国債整理基金特別会計」 (これまでの発行枠は 民間銀行等から借り入れ 0 賠償資金を 政 力会社を含む) る。 府 「次の事故」を起こし は また、 別負担 原賠機構は交付国 今後大事故を起 原子 作 つ。 (貸すの 年 は 金 り出 五年 九兆円、 この機構 に 年 今後 を 原贈 す 般 で 府 機

34

担金

電を存続させる形にしたのも、こうした背景がある。 構が作られ、政府が無制限に賠償資金を供給しつつ東 原発事故後に政府が被害者に対する「補償」を行うと ことである。賠償主体となる電力会社が倒産・消滅し、 き、そこには「つぐない」の意味はなくなる。原賠機 ろうか。「賠償」とは不法行為による損害を「つぐなう」 であるが、懸念材料は「賠償」の行方である。読者は 「賠償」と「補償」という用語の違いを説明できるだ この議論は、原則論としては筆者も肯首するところ

章の理解に苦しんだであろう。それもそのはず、官僚 である。 たちが人々の目を欺くために、 に充てる建前になっている。・・・読者はこの段落の文 機構から政府への国庫納付金とされ、借入金等の返済 で、今後徴収するという理屈である)。これらは、原賠 ○年まで、この一般負担金が徴収されていなかったの 原賠機構があることによって、原子力事業者はある (上述の「過去分」は、一九六○年代から二○一 わかりにくく作ったの

い、という議論がある。

か、検討が必要である。 のままの形で、この機構が存在することが好ましいの 程度、「安心して事故を起こす」ことが可能である。こ

## 原発事故を起こした電力会社は

#### つぶした方がよいのか

ンセンティブが損なわれる。また、原発関連費用が託 制限に供給される制度があれば、明らかに事故防 せず、経営者も株主も責任を問われず、賠償資金が無 上述のように、事故を起こした原子力事業者が倒産

ければならないわけではない。会社更生法によって債

力会社は必ずしも、破産法によって清算・消滅させな は倒産状態(債務超過)となる。倒産状態となった電 とっては債務であり、この金額が巨額になれば、

ちなみに、被害者の損害賠償請求権は、加害企業に

『アジェンダー未来への課題―』2017年春号

をとることが考えられる。

つまり、

会社更生法によ

義務づけ、原賠機構法で資金提供を続けるというのも、再生した企業に対し、引き続き無制限の賠償支払いをて、経営責任・株主責任・債権者責任をとらせた上で

つの考え方である。

これこ付し、立命館大学の久呆壽等教受は、会社更時機構によって救済するのかというジレンマがある。を防ぐことが、原賠機構の創設の動機の一つであった。を防ぐことが、原賠機構の創設の動機の一つであった。を防ぐことが、原賠機構の創設の動機の一つであった。を防ぐことが、原賠機構の創設の動機の一つであった。を防ぐことが、原賠機構の創設の動機の一つであった。を防ぐことが、原賠機構の創設の動機の一つであった。を防ぐことが、原賠機構の創設の動機の一つであった。というごとが、原賠機構の創設の動機の一つであった。というごとが、原賠機構の創設の動機の一つであった。というごとが、原賠機構の創設の被害者がというである。

となる。ジレンマを解決するには、二つの方法の中間も、賠償額が数十兆円に達すれば被害者の救済は困難も、賠償額が数十兆円に達すれば被害者の救済は困難も、賠償債権を優先順位が最も高い「共益生法において、賠償債権を優先順位が最も高い「共益生法において、立命館大学の久保壽彦教授は、会社更

#### ●結論

結集すべき点である。

結集すべき点である。

お集すべき点である。

お集すべき点である。

お集すべき点である。

なめる必要がある。

事故を起こした電力会社は倒産させることをルールとすべきだが、その際には「賠償」が起こせるような制度の整備を明確に求めている。原が起こせるような制度の整備を明確に求めている。原が起こせるような制度の整備を明確に求めている。原が起こせるような制度の整備を明確に求めている。原が起こせるような制度の整備を明確に求めている。原が起こせるような制度の整備を明確に求めている。原が起こせるような制度の整備を明確に求めている。原が起こせるような制度の整備を明確に求めている。

## 朴 勝俊(パク スンジュン)

お茶の水晝房、2012)、訳書にヘニッケ&ザイフリート著『ネガ 認識:日本と韓国の歴史・文化・未来』(東郷和彦氏と共編著 原発で地元経済は破綻しない』(高文研、 神戸大学大学院経済学研究科修了後、二〇〇二年度から京都産業 士・経済学。専門は環境経済学、環境政策。 関西学院大学総合政策学部准教授。一九七四年、 ワット―発想の転換から生まれる次世代エネルギー―』(省エネ 王著に『環境税制改革の「二重の配当」』(晃洋書房、2009)、『脱 **入学経済学部勤務** 一〇一四年度より同教授。 一〇一〇年度より関西学院大学総合政策学部准教授 ギーセンター、 2001)、その他論文等多数。 2013)、『鏡の中の自己 大阪生まれ。 博